

No.18

特集●防災と女性

— 男女共同参画の視点から —

平成19年11月/
浦安市女性プラザ

地震大国といわれる日本。阪神・淡路大震災や中越地震、最近では新潟県中越沖地震など、これまでに起こった災害時の経験から、防災や災害復興には、男女双方の視点に立った対応や地域づくりが必要であることがわかってきました。今回は、災害復興を含めた防災について、男女共同参画の視点から、女性をめぐる問題に絞って考えてみました。

■避難生活の中から聞こえてきた女性たちの声

災害時の避難生活では、様々な問題が見られました。男性は震災直後から仕事におわれ、被災によって増大した家事・育児・介護などの負担の多くが女性に偏りました。また、行政・ボランティアなど、支援する側に女性が少なかったため、女性のニーズへの対応が不十分であったことが数多く指摘されています。

プライバシーのない生活が 大きなストレスに…

「男女共用のトイレで使いづらかった」「人目が気になって授乳するのに気を遣った」「小さい子どもがいるので、夜泣きなど他に迷惑をかけるのではないかと気兼ねした」

家族的責任—家事・育児・介護— に対する負担が女性に集中

「夫は早い段階で職場に復帰したので、私ひとりで子どもの面倒を見たり、日用品の買出しに駆け回ったりした」「共働きでも、避難所では女性に食事当番が課せられた」

支援する側の 行政やボランティアに少ない女性

「行政の相談窓口で女性が少なく、相談しづらかった」「生理用品をもらいづらかった」



旧来の性別役割分業— 嫁役割の押し付け

「被災した親戚との『震災同居』で、やり場のないストレスを感じるようになった」

パートで働いていた女性労働者の解雇、 復職が困難

「男性の同僚は被災後すぐに会社に駆けつけ復旧作業にかかわることができた。私は家事・育児を担って現場には駆けつけられず、そのことで自分を責めた」
「パートで10年勤めていたが、震災後解雇され、再就職先がまだ見つからない」

嫁だから…

嫁なのに…

(参考：「阪神淡路大震災時、『女性の心とからだ』電話相談、ウィメンズネット・こうべ編「災害と女性—資料集」、新潟女性財団聞き取り調査事例他)

■地域コミュニティを支える女性

被災時においては、子どもや高齢者は被災弱者と言われていますが、女性もまた、災害下では特に被害を受けやすいということが分かってきました。平常時に比べ家事・育児などといった家族的責任が増大し、その多くが女性に集中したことも認められています。

男性は被災後すぐ職場に復帰したり復興に従事する一方、日常生活や地域コミュニティを支えていたのは多くが女性でした。避難所で生活する女性たちは炊き出しや洗濯ボランティアをするなど、被災者が必要とする支援を自ら行い、住民の生活を支えていました。

避難所や仮設住宅といった新しい環境の中で、女性たちは日々の暮らしを支える生活者の視点を活かし、地域コミュニティの復興を担う原動力となっていったのです。

■防災と復興 — 女性の参画

これまでの防災・復興計画では、女性の参画がほとんどなされず、女性の意見や知識が反映されないことが多く見られました。

しかし、被災時には、避難所で生活する様々な人たちのニーズを把握した上でのかみ細やかな対応が求められます。また、その後に続く長い復興の過程では、女性たちが日頃から培ってきた地域のネットワークや地域コミュニティが大きな役割を果たします。防災や復興を含めこれからのまちづくりには、地域のコミュニティに暮らす女性の視点や能力を活かすことが大切であり、これが男女がともに支えあう豊かなまちづくりにつながると言えるでしょう。

<知りたい！男女共同参画>【浦子さんのつぶやき…】「嫁役割」編

浦子「今日ね、ユミから電話があったんだけど、彼女仕事辞めたらしいの。」

安夫「え、なんで？」

浦子「それがね、お姑さんが倒れて寝たきりになっちゃったらしいの。それで、仕事を辞めて同居して、お姑さんの介護をしてららしいの。」

安夫「ふうん、大変だね。でも、ユミって長男の嫁だろ？それじゃあ、一人暮らしのお姑さんを面倒見るのは当たり前だよ。」

(えーっ！？「長男の嫁」が介護するのは当たり前？ユミは子育てしながら、仕事もずっと頑張ってきたのに…。積み重ねたキャリアを捨てて、彼女一人がその役目を背負わなくちゃいけないの？)

浦子「でも、ユミのところって、子どもはまだ小学1年よ。いくら仕事を辞めても、一人で家事・育児・介護をこなさなきゃいけないなんて、大変だわ。自分の親なんだから、夫や夫の弟、妹だって手伝うべきじゃない？」

安夫「そんなこと言ったって…まずは、長男の所だろ。男が仕事休んで介護したら家族を養えないんだから、実際介護するのは嫁の役目ってことになるんじゃないか。」

(家事も、育児も、親の介護も全部「嫁の役割」？どうして？自分の親が倒れれば面倒を見る、これは長男も次男も、男も女も一緒なのに…!)

安夫(34才)会社員、浦子(34才)契約社員、長女(5才)保育園、長男(2才)保育園



人それぞれが持つ個性や能力から判断するのではなく、「〇〇だから××は当たり前」と役割を決めつけてしまうのはどうでしょう。「嫁だから」という理由で「家事・育児・介護」をするのは当然というのは、性別によって役割を決めているといえます。家事・育児・介護といった家族的責任は、男女の別なく家族が協力し合って担っていくことが大切です。

浦安市では…

浦安市防災会議を設置し、国の災害対策基本法に基づき「浦安市地域防災計画」を策定しています。防災計画では、「『自らの地域は自らが守る』ことが必要である」としています。そのため、自治会に対し自主防災組織の育成・指導を行ない、特に、日常、地域活動に役割を果たしている女性の経験、能力を活用することを挙げています。また、地域コミュニティを支える女性の能力を消防団組織の中で活かすことを目的に、女性消防団員を募り、その活用を積極的に進めています。女性消防職員の採用・登用も行なっています。

国では…

男女共同参画社会づくりを進める上で、新たな取組みを必要とする分野の一つに、災害復興を含めた防災をあげています。具体的には、「被災時には増大した家族的責任が女性に集中するなどの問題が明らかになっており、防災(復興)対策は、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災(災害復興)体制を確立する」(「男女共同参画基本計画(第2次)」平成17年)としています。

注目!! 活躍が期待される浦安市の女性消防団員

浦安市に女性消防団員が誕生して、4年。現在、幅広い年齢層(20代から60代)のメンバー20名が、家庭や仕事と両立しながら消防団活動に参加しています。浦安市消防署で、3人の女性消防団員にお話を伺いました。

活動に参加するようになったきっかけは、三者三様ですが、「自分たちが暮らしている町—浦安のためにできることをやろう」という熱い気持ちは共通で、忙しい日々の中、時間のやりくりをしながら意欲的に取り組まれている様子に、心を動かされました。

大きな消防行事の一つに消防出初式がありますが、女性消防団員の方たちはこの式典に参加するために、2ヶ月間、主に仕事を終えた夜間、週に2回から3回、訓練をして備えるとか…。団員の方からは「お互いにアドバイスしあいながら、目標に向かって心をひとつにして取り組んでいくことは、何ものにも替え難い達成感、充実感を与えてくれる」といった感想も伺うことができました。

また、「訓練のほかに、救急の知識、技術が身につくのもうれしい」、「家族はもちろん、会社の人たちも消防団活動を理解し、応援してくれることが、大きな力になる」、「先輩世代との交流を通じて、自信を持って生きている女性の姿に励まされた」といった団員の方々の

話は大変印象的でした。

現時点では、団員の10人が普通救急講習指導員の資格を取得し、市民の方々へ応急手当の実技を行なっています。早い時期に全員が取得することをめざしていらっしゃるとのこと。将来は、自治会など地域の防災の指導者としての活躍も期待されています。

今後の抱負としては、様々な訓練を積み重ね実力をつけていくこと、細く長く活動を継続していくこと、また、消防に関心のある仲間を増やしていくこと、を挙げていらっしゃいました。



■新着図書

「地震からわが子を守る防災の本」

国崎信江著／内野真 [絵] リベルタ出版



「母親の視点」から多角的に防災を考えた震災対策本。劇画や豊富なイラスト、随所におこまれたコラムがとてもわかりやすい。中でも、身近な体験や遊びから災害時に生き抜くための知恵を学ぶ「遊びからはじめるサバイバル訓練」は、幼い子どもがいる家庭には大いに参考になります。これから起こりうる大震災から「小さい子どもの命を守りたい」という著者の強い思いが伝わってきます。

■ビデオを貸し出しています

女性プラザでは、女性のチャレンジ、ワークライフバランスといった男女共同参画に関する題材を取り上げたビデオの貸出をしています。勉強会やグループでの集まり、催し物等に利用してみませんか。お問合せは、女性プラザまで。



■11月12日～25日

「女性に対する暴力をなくす運動」



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

我が国では、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。DVは身近に起こっている問題です。女性に対する暴力をなくしていくために、一人ひとりの問題としてあなたも考えてみませんか。

配偶者暴力防止法の改正について

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務規定を定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19年の通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

○改正の主な内容

- I 保護命令制度の拡充
 - 1 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
 - 2 電話等を禁止する保護命令
 - 3 被害者の親族等への接近禁止命令
- II 市町村基本計画の策定の努力義務 等

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト (<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>) を開設しています。

***** 浦安市女性プラザ *****

- 困っていること、悩みごとがあったら・・・
「女性のための相談」(予約制)
第1～4月・火・木曜日(10:00～16:00)
(但し、うち3回は14:30～20:00)
「女性のための法律相談」(予約制)月2回
* 詳細・予約は女性プラザまでお問合わせ下さい。

- 図書の貸出をしています。
* 1人1回3冊まで、2週間貸出しています。

- ★ホームページを開設しています。
浦安市のホームページ(<http://www.city.urayasu.chiba.jp>)
「市政情報 男女共同参画」でご覧下さい。
開館：月～金 8:30～17:00(土日祝休み)
住所：浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館2F
電話：047-351-1111(内線1050)
FAX：047-353-1145
Mail：urayasu-womensp@jcom.home.ne.jp
編集・発行：浦安市女性プラザ